

知っておきたい
押さえておきたい
医療制度の基礎講座

保険診療における 事務作業の重要性

—保険制度と公費—

河合吾郎 河合医療福祉法務事務所/行政書士・社会福祉士

かわい・ひろろ ● 静岡県浜松市生まれ。中央大学経済学部卒業。2001年社会福祉法人聖隷福祉事業団聖隷浜松病院に入職し、医事課・医療情報センター・経理課などを経験。在職中に行政書士・社会福祉士・個人情報保護士などを取得し、11年に開業。さまざまな角度から医療機関の運営支援を行うことで地域医療の発展に貢献することを目指している

国民皆保険制度、フリーアクセスは日本の医療の大原則とされています。なかでも国民皆保険制度はさまざまな課題を抱えてはいるものの、世界最高水準の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた仕組みとして世界から注目されてきました。今回は保険制度と

レセプト返戻を防止する
チェック体制の確立を

公費についてお話しします。最初に、保険制度について遡ってみましょう。1922年、健康保険法が制定された当時は、まだ一部の労働者のみの適用でした。38年、国民健康保険法が制定され、農山漁村の救済が図られました。加入は任意でした。その後、61年に国民皆保険制度が実現します。以後、73年には老人医療費支給制度が開始され、70歳以上の医療費

自己負担が無料となりました。保険請求の流れは図1のとおりです。医療機関は保険診療を行うとともに、1カ月分のレセプトを翌月10日までに審査支払機関（社保は支払基金、国保は国保連合会）に提出します。続いて審査支払基金が各保険者に診療報酬の請求を行うと、保険医療機関に診療報酬が支払われるという仕組みに

図1 療養の給付・費用負担の流れ

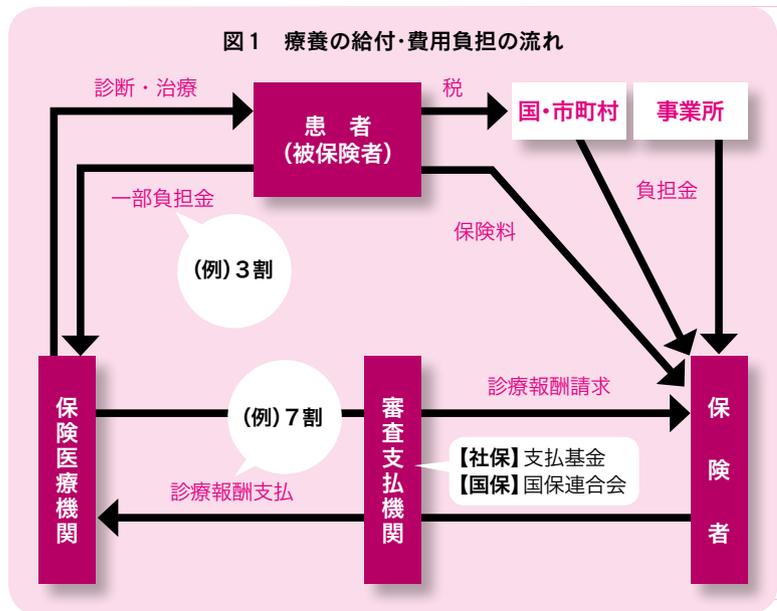


表1 保険登録の誤りの原因と対応策

なぜ保険登録の誤りが発生するのか？

- ダブルチェック・トリプルチェックを怠っている
- 保険証の有効期限を入力していない
- 再診受付機等で保険確認しなくても受付できてしまう
- 経験が少ない委託・派遣職員が受付で入力している
- 患者さんが多いと慌ててしまい、十分チェックできない

上記問題を解決するには

- 初診はもちろん、再診の場合も保険証のコピーを必ず行う
受付でダブルチェック、場合によってはトリプルチェック
コピーを電子カルテにスキャンしている医療機関も
- 保険証の有効期限は必ず入力する
負担割合が変わっている可能性がある
- 再診受付機がある医療機関は設定をもう一度確認
1カ月以上保険確認が無い患者さんは、再診受付機ではなく窓口で受付を行う

表2 法別番号の種類

【主保険】

法別番号	保険種類	法別番号	保険種類
01	協会けんぽ	32	地方公務員共済組合
02	船員保険	33	警察共済組合
03	日雇特例保険	34	学校共済組合
06	組合健康保険	39	後期高齢者
07	自衛官	67	退職者保険
31	国家公務員共済組合		

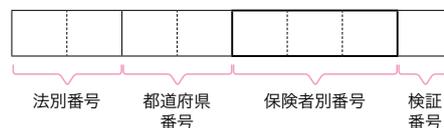
【公費】

※一部抜粋

法別番号	公費	法律・備考
10	結核患者の適正医療	感染症法
11	結核患者の入院	
12	生活保護	生活保護法
13	戦傷病者特別	戦傷病者特別援護法
15	更生医療	障害者総合支援法
16	育成医療	
19	原爆被爆者	原爆被爆者に対する援護に関する法律
21	精神通院公費	障害者総合支援法
23	養育医療	母子保健法
51	特定疾患	難病に対しての公費負担
52	小児慢性特定疾患	児童福祉法

※その他、こども医療費・母子家庭等医療費・重度心身障がい者医療費などがある

図2 保険者番号の構成



なっています。そのため医療機関では、診療報酬の請求を行うために保険者番号や記号番号、本人家族区分、有効期限、負担割合といった保険証に記載された情報を正確に把握し、医事システムに入力しなければなりません。しかし、これがなかなか難しいというのは、事務をされている方の多くが実感されているかと思えます。その原因としては、保険証や負担割合が変わったのに

も関わらず新しい保険証を提出してくれない患者さん側の問題もあれば、患者さんが保険証を提示してくれたものにも関わらず誤って入力してしまうなどの医療機関の職員側の問題もあります。保険証の記号番号に誤りがあれば、レセプト返戻というかたちで戻ってきてしまいます。これは医療機関にとっては大きな損失です。そのため受付窓口を担当している職員は、患者さんに保険証提示のお願いを徹底すると同時に、保険証のコピーを取ってダブルチェックを徹底するなどの対策が必要です。表1に原因と対応策をまとめましたので、参照ください。

**保険者番号から
保険や公費の種類がわかる**

保険者番号は8桁の数字で構成されています。法別番号2桁、都道府県番号2桁、保険者(市町村)別番号3桁、検証番号1桁、計8桁の算用数字を組み合わせたものです(図2)。また、国民健康保険(退職者医療を除く)の保険者番号については、都道府県番号2桁、保険者(市町村)別番号3桁、検証番号1桁、計6桁の算用数字を組み合わせたものとなっています。この数字から、患者さんについての情報を得ることができます。頭2桁の「法別番号」では、保険や公費の種類を見分けることができます(表2)。これらの情報をきちんと把握していれば、患者さんに対して医療費に関する確かなアドバイスをするうえで非常に役立ちます。今後、診療所にはかかりつけ医としての機能を発揮することが求められるっており、そのなかでは病気や症状だけにとどまらず、患者さんの生活を見据えたアドバイスを行うことも重要な役割の一つです。そのため、保険や公費の知識は不可欠といえます。病院ではMSWなど公費制度のスペシャリストが患者さんの疾患等に依拠して確かなアドバイスや支援を行っています。診療所では全スタッフによる支援が必要です。特に自院に関係のある保険や公費制度については、これを機会に再度ご確認いただければ幸いです。